

# 高槻ワーキングニュース

令和5年10月1日からの大阪府最低賃金をお知らせします。  
使用者も、労働者も、必ず確認、最低賃金。(厚生労働省)

令和5年10月1日から大阪府の最低賃金は

時間額 **1,064**円



最低賃金制度のマスコット  
チェックマン

使用者も、労働者も、必ずチェックしましょう！

ご不明な点は、大阪府労働局 労働基準部 賃金課  
TEL：06-6949-6502

もしくは、最寄りの労働基準監督署にお問合せください。



## 最低賃金との比較方法（計算方法）について

①時間給の場合	時間給 $\geq$ 最低賃金額
②日給制の場合	日給 $\div$ 1日の平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
③月給制の場合	月給 $\div$ 1年間における1か月平均所定労働時間 $\geq$ 最低賃金額
④出来高給（請負給）の場合	賃金算定期間（賃金締切期間）に支払われた総額 $\div$ その期間に出来高制によって労働した総労働時間 $\geq$ 最低賃金額
①～④が混在	各賃金の1時間あたりを算出し合計した額 $\geq$ 最低賃金額

## 最低賃金との比較時に含めない賃金の種類

- ①精皆勤手当・通勤手当・家族手当
- ②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金（賞与など）
- ③臨時に支払われる賃金（結婚手当など）
- ④時間外・休日労働及び深夜労働に対する賃金

最低賃金の特設

サイトもご覧ください。



**障害者差別解消法が変わります！**

令和6年4月からの**合理的配慮の提供が義務化**されます！

令和3年に障害者差別解消法が改正され、事業者による障がいのある人への合理的配慮の提供が義務化されました。改正障害者差別解消法は令和6年4月1日に施行されます。

## 合理的配慮の提供とは

- 日常生活・社会生活において提供されている設備やサービス等については、障がいのない人は簡単に利用できても、障がいのある人にとっては利用が難しく、結果として障がいのある人の活動などが制限されてしまう場合があります。
- このような場合には、障がいのある人の活動などを制限しているバリアを取り除く必要があります。このため、障害者差別解消法では、行政機関等や事業者に対して、障がいのある人に対する「合理的配慮」の提供を求めています。
- 具体的には、
  - ① 行政機関等と事業者が
  - ② その事務・事業を行うにあたり、
  - ③ 個々の場面で、障がい者から「社会的なバリアを取り除いてほしい」旨の意思の表明があった場合に
  - ④ その実施に伴う負担が過重でないときに
  - ⑤ 社会的なバリアを取り除くために必要かつ合理的な配慮を講ずることとされています。
- 合理的配慮の提供にあたっては、障がいのある人と事業者等との間の「建設的対話」を通じて相互理解を深め、共に対処案を検討していくことが重要です（建設的対話を一方的に拒むことは合理的配慮の提供義務違反となる可能性もあるため注意が必要です）。

## 「合理的配慮」の留意事項

「合理的配慮」は、事務・事業の目的・内容・機能に照らし、以下の3つを満たすものであることに留意する必要があります。

- ① 必要とされる範囲で本来の業務に付随するものに限られること
- ② 障がい者でない者との比較において同等の機会の提供を受けるためのものであること
- ③ 事務・事業の目的・内容・機能の本質的な変更には及ばないこと

★障害者差別解消法の概要や障がい特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト

<https://shougai-sha-sabetukaishou.go.jp/>



事業主の皆さまへ

あなたの企業の**女性活躍**をきめ細やかに支援します！（厚生労働省）

女性活躍を進めるために何から始めればよいか、どのように取り組めばよいか、悩んだりしていませんか。「女性活躍推進センター」では、どのように取り組めばよいのか悩んでいる経営者や人事労務担当者の皆さまを支援します。

オンライン・訪問によるコンサルティングが可能です！

対象  
企業

- 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定やえるぼし認定・プラチナえるぼし認定の取得を検討している企業
- 女性活躍を促進するための取り組みが進まない、専門知識やノウハウが不足している等の課題を抱えている企業

支援の  
流れ

専用HPより申し込み。  
アドバイザーを選定し、貴社に派遣します。

アドバイザーがZoomなどのオンラインを  
中心として、原則2回まで支援を行います。

具  
体  
的  
な  
支  
援  
内  
容

### 策定支援

これから「一般事業主行動計画」を  
策定する企業様向け

女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、  
目標設定等についてアドバイスを行い、  
一般事業主行動計画の策定を支援します。

### 課題解決支援

すでに「一般事業主行動計画」を  
届出済の企業様向け

行動計画策定後の貴社の課題や  
目標達成に向けた取組推進などについて  
具体的なアドバイスで支援します。

### 男女の賃金の差異の情報 公表にかかる支援

すべての企業様向け

男女の賃金の差異の要因分析、  
格差解消に向けた取組等  
について支援します。

- ① ヒアリングの実施(状況や課題の把握)
- ② 女性活躍推進法に基づく状況把握・課題分析、行動計画策定、届出、公表についてのアドバイス
- ③ 目標に向けた取り組みや女性活躍の課題解決に向けたアドバイス
- ④ 認定取得(えるぼし・プラチナえるぼし)に係る内容や諸手続き等についてのアドバイス
- ⑤ 男女の賃金の差異の要因分析、格差解消に向けた取組等についてのアドバイス



申込  
方法

詳細・お申込は下記専用のホームページにアクセスください。  
(二次元バーコードを読み取っていただくと簡単にアクセスできます。)

[https://www.joseikatsuyaku.jp/03\\_consulting.html](https://www.joseikatsuyaku.jp/03_consulting.html)



一般事業主行動計画策定・届出や「えるぼし」認定を取得するとこんなメリットが期待できます。

優秀な人材の確保



企業イメージの向上



公共調達における  
優遇措置



日本政策金融公庫の  
融資制度



えるぼし・プラチナえるぼしとは？

女性活躍推進法により一般事業主行動計画の策定・届出を行った企業のうち、女性の活躍に関する取組の実施状況が優良な企業については、申請により厚生労働大臣の認定を受けることができます。



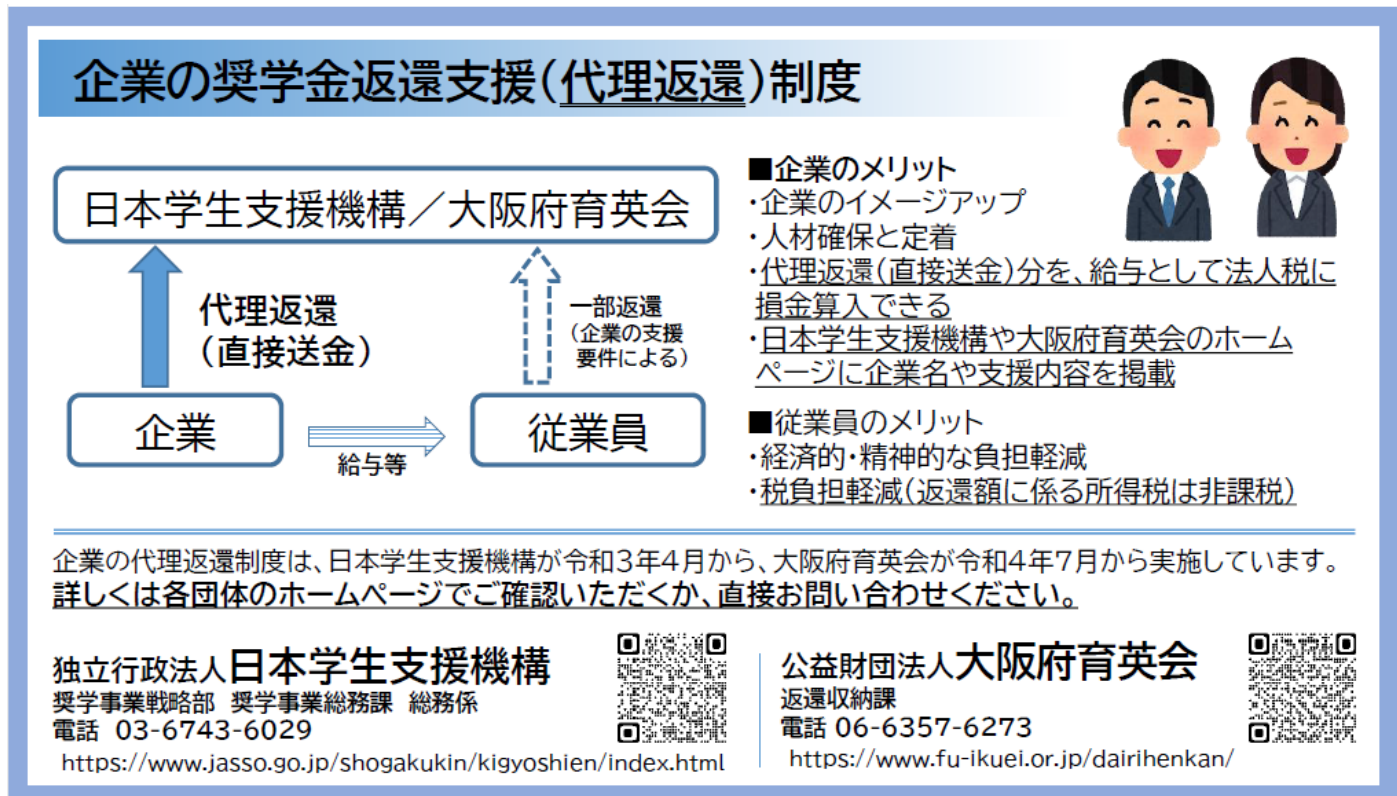
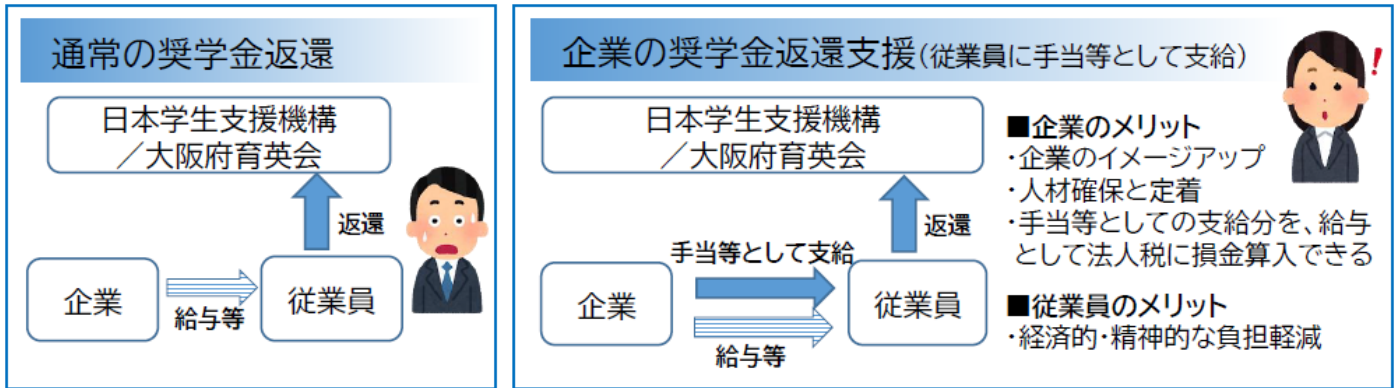
女性活躍推進法特集ページ

検索

# 企業の奨学金返還支援(代理返還)制度

企業の皆さま、従業員を応援する本制度の活用をご検討下さい！

奨学金制度とは、経済的理由により進学をあきらめることなく、自らの能力や適性に合った進路を自由に選択できるよう支援していく制度で、国（日本学生支援機構）のほか、大阪府育英会などが実施しています。原則返還が不要な給付型と卒業後返還する貸与型があり、大学生の49.6%（※）が何らかの奨学金を受給しています。※大学・昼間部の場合（日本学生支援機構「令和2年度学生生活調査」）



奨学金返還支援制度を新たに導入すると・・・

支援金 **最大50万円** 支給します！

大阪府では、奨学金を返還しながら働く若者の負担を軽減するとともに、府内中小企業等における人材確保・定着につなげるため、奨学金返還支援制度の導入を支援します！

支給要件、申請手続き等の詳細は、ホームページに記載する募集要項でご確認ください。

【お問合せ】 大阪府奨学金返還支援制度導入促進支援金事務局 TEL:06-4792-9010

～次回の高槻ワーキングニュースは令和6年3月25日発行予定です～